

件名	県道の草刈りについて
受付日	令和3年10月4日
ご意見・ご提案の概要	道路の草刈りは、自分の土地に面している人がやるべきと考えているのか。業者が刈る時くらいは、境界線までは刈ってもらいたい。
県の考え方	<p>日頃から草刈りをさせていただき深謝いたします。</p> <p>管理している道路延長が長く、原則、年に1回、通過交通に支障とならない範囲まで草を刈ることにしております。</p> <p>なお、現地の状況により草刈りの範囲等について検討いたしますので最寄りの土木事務所にご相談ください。</p> <p>今後ともご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p>
担当課	県土整備部 道路維持課